

高岡市地方就職学生支援金交付要綱

（趣旨）

第1 高岡市は、富山県まち・ひと・しごと創生総合戦略（とやま未来創生戦略）及び高岡市創生総合戦略「みらい・たかおか」に基づき、富山県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の高岡市内への転入を伴う県内就職を支援するため、予算の範囲内において高岡市地方就職学生支援金（以下、「支援金」という。）を交付することとする。

支援金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第2 支援金の金額は、富山県に所在する企業への就職に必要な経費のうち、富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）に基づく往復交通費の2分の1以内の額とする。ただし、支援金の交付は一人1回を限度とし、上限額は12,960円とする。なお、内定企業から交通費の支給があった場合、交付額は往復交通費から内定企業からの支給額を差し引いた額の2分の1以内とする。

（対象者要件）

第3 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)の要件に該当する者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。
- ② 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 富山県に所在する企業に就職することが内定している。
- ② 卒業後に上記内定企業に就職し、高岡市に移住する意思を有している。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他申請者の居住する都道府県又は市町村が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が富山県に所在すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 移住先市町村からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 就職活動に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

(ア) 卒業年度の6月1日以降に実施される個別の採用面接または採用試験であること。

(イ) 正式な内定日が卒業年度の10月1日以降であること。

(交付の申請)

第4 支援金の申請者は、高岡市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)、内定証明書(様式第2号)、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに高岡市地方就職学生支援金の交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から6か月以内に支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、高岡市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに高岡市地方就職学生支援金の交付決定通知書[再交付](様式第5号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9 富山県及び高岡市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 10 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び高岡市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請から 1 年以内に高岡市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に高岡市に住民票がある場合を除く）

(エ) 就業から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から 3 カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

(オ) 高岡市への転入日から 3 年未満で高岡市から転出した場合

(2) 半額の返還

高岡市への転入日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合

(雑則)

第 11 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、富山県と高岡市が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 5 月 31 日から実施する。

2 この要綱は、県実施要領及び富山県地方就職学生支援金交付要綱の廃止又は改正により、地方就職学生支援金の一部を富山県が負担するものでなくなった場合は、その効力を失う。